

## コンプライアンス委員長及びコンプライアンス委員会の役割

会長に指名された副会長がコンプライアンス委員長となり、コンプライアンス責任者として役職員等に対する教育・研修及び周知活動を統括し、コンプライアンス違反事案が発生した場合の対応に当たる。

同時に、会長に指名された役員2名がコンプライアンス委員となり、事務局長とともにコンプライアンス委員会を構成する。

公的研究費の管理については、コンプライアンス委員長が統括管理責任者となる。

コンプライアンス委員会は、公的研究費の不正防止計画の作成並びにコンプライアンス教育を決定し、周知を行う。

なお、公的研究費に関する不正行為があった場合、コンプライアンス委員長の判断により、不正行為調査委員会を設置することができる。

### 【根拠規程】

#### ◎ コンプライアンスに関する規程

第5条 会長は、本会におけるコンプライアンス推進のため、役員によって構成するコンプライアンス委員会を設置し、副会長の中からコンプライアンス委員長を任命する。

2 コンプライアンス委員長は、コンプライアンス責任者として役職員等に対する教育・研修及び周知活動を統括し、コンプライアンス違反事案が発生した場合の対応に当たる。

3 コンプライアンス委員会は、本会全体のコンプライアンス推進とコンプライアンス違反事案の発生時の対応及び改善措置について協議し、方針を決定した上で理事会に報告し、役職員等に周知を行う。

#### ◎ 公的研究費基本規程

第6条 会長は、公的研究費の適正な運営及び管理について本会を統括する権限を有する最高管理責任者として、公的研究費に係る不正防止対策の基本方針を策定し、構成員に周知する。

2 最高管理責任者を補佐し、実務上の統括権限と責任を有する統括管理責任者を置き、コンプライアンス委員長をもって充てる。

3 コンプライアンス委員会は、公的研究費の適正な運営及び不正防止計画の作成並びにコンプライアンス教育について協議し、内容を決定した上で理事会に報告し、役職員等に周知を行う。

第7条 公的研究費に係る使用ルール及び事務手続に関する相談に対応するとともに、不正行為に関する通報に対応するため、事務局にコンプライアンス相談窓口を設置する。

2 コンプライアンス相談窓口は、本会における効果的な研究の遂行のため、役職員等に対して適切な支援を行うよう努めるとともに、不正行為に関する通報に対応する。

3 コンプライアンス相談窓口は、不正行為に関する通報を受けた場合、直ちにコンプライアンス委員長に報告するとともに、通報から30日以内に事実関係に関する概要調査を行い、コンプライアンス委員会に諮る。

- 4 コンプライアンス委員長が、不正行為に関する事案について詳細な調査が必要と判断した場合、コンプライアンス委員会に不正行為調査委員会を設置して調査及び審議に当たるものとする。不正調査委員会の詳細は、公的研究費取扱規程に定めるところによる。

◎ 公的研究費取扱規程

第 23 条 コンプライアンス委員長が、公的研究費に関する不正行為について詳細な調査が必要と判断した場合、本会及び通報関係者と直接の利害関係を有しない弁護士及び公認会計士をコンプライアンス委員会に含めた不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、不正行為に関する調査及び審議を行い、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正行為の相当額等について認定する。
- 3 調査委員会が調査を開始した場合、役職員等は当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じることとする。また、調査対象となった者の研究費は使用停止とする。
- 4 調査委員会は、調査方針、調査対象及び方法等について、会長に報告・協議する。不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定のうえ、会長に報告する。

（調査委員会の認定及び通知等）

第 24 条 調査委員会は、調査開始から 150 日以内に不正行為が行われたか否か、不正行為が認定された場合は、その内容及び不正行為に関与した者と関与の度合い等について報告書を作成し、会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、調査委員会の報告を受けて、その結果を調査申立者及び調査対象者に通知する一方、公的研究費の配分又は委託機関に対しては調査結果、不正発生要因、監査体制の状況及び再発防止計画を含む最終報告書を提出する。
- 3 不正行為と認定された調査対象者は、通知されてから 30 日以内に調査委員会に不服申立てをすることができる。